

小田原市監査委員公表第5号

平成26年6月27日

小田原市監査委員	岡本重治
小田原市監査委員	井上久嘉
小田原市監査委員	安野裕子

定期監査（Ⅰ）等の結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成26年4月11日から平成26年6月25日まで

3 監査対象部課等

検査室、企画部（企画政策課、職員課、情報システム課）、総務部（管財契約課）、市民部（地域政策課）、防災部（防災対策課）、文化部（文化政策課）、福祉健康部（高齢福祉課、介護保険課、健康づくり課）、経済部（観光課、農政課）、建設部（建設政策課、土木管理課、道水路整備課）、下水道部（下水道総務課、下水道整備課）、教育部（教育指導課）、選挙管理委員会事務局、市議会事務局（議会総務課）

4 監査の対象

主として平成25年度の収入・支出等の財務事務の執行並びに財産管理及び下水道使用料に関する事務の状況

5 監査の方法

各対象課等から関係書類の提出を求め、書類を審査するとともに関係職員から事情聴取を行った。

6 監査の結果

(1) 財務事務について

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において以下のとおり指摘すべき事項が見受けられた。

ア 収入事務

- ・河川使用料等の督促について、条例に定める期限内に督促状を発していなかった。（土木管理課）

イ 支出事務

- ・補助金の交付事務において、要綱に定める期限を大幅に経過して補助金を交付していた。（介護保険課）

ウ 財産管理事務

- ・平成25年度に購入した備品の備品台帳への登載漏れが見受けられた。（情報システム課、管財契約課、高齢福祉課、健康づくり課、観光課、下水道総務課）
- ・財産主管課が管理する土地台帳及び建物台帳（地域政策課・文化政策課・高齢福祉課分）の記載事項である所在地に誤記載が見受けられた。（管財契約課）

(2) 財産管理について

今回の定期監査においても備品台帳と行政財産の目的外使用や貸付に着目したが、所管課が作成する備品台帳は、未だ登載漏れが見受けられ、財産主管課が作成・管理する土地台帳及び建物台帳は、記載された住所地番が当該物件の所在地と全く関係のない大字であるものが数例見受けられた。このような状況から、財産主管課においては、財産管理について改めて周知するとともに、正しい内容に訂正されたい。

また、前回の監査で目的外使用料の算定が困難な事例や減免に係る規定の不備等に対し整備を求めたが、未だ算出根拠が不明確なまま撮影許可が行われており、適正な事務を行うため現状を検証し至急対応されたい。

(3) 下水道使用料について

下水道使用料については、水道事業への徴収事務の委任という特別な徴収方法をとっていることから、その執行状況について改めて検証した結果、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

現在、下水道使用料の徴収事務の委任は、市長と水道事業との協定という形で内部処理されているが、使用料の徴収は市民に直接関係のある事務であり、本市の他の委任事例と同様に市民に周知できる規則形式で行うことが望ましい。

また、下水道使用料は水道局、下水道総務課、支所等の窓口で収納しているが、この収納事務を行うためには徴収事務の委任とは別個の収納権限の委任が必要であるが、現状では、出納員の任命や会計管理者からの権限の委任が適正に行われておらず、早急な改善が必要である。

さらに、下水道使用料は地方自治法第231条の3第3項に規定する滞納処分が可能な公法上の債権であり消滅時効は5年であるが、水道料金は消滅時効が2年の私法上の債権である。これら債権の性格が異なる料金を、徴収事務の委任により水道事業において徴収していることにより、滞納整理に関する責任の所在が不明確となっており、両部局の連携体制の整備が必要である。

【付言】

これまでの監査において、事務の不適切な処理や不正に対し、チェック体制の強化や内部統制の整備について再三述べてきたが、度重なる不祥事に市民からの厳しい声は止まず、監査委員としても忸怩たる思いである。

小田原市として信用回復を図るために、コンプライアンスの重要性を再認識し、市長はじめ職員においても一丸となって再発防止に取り組まれることを望むものである。